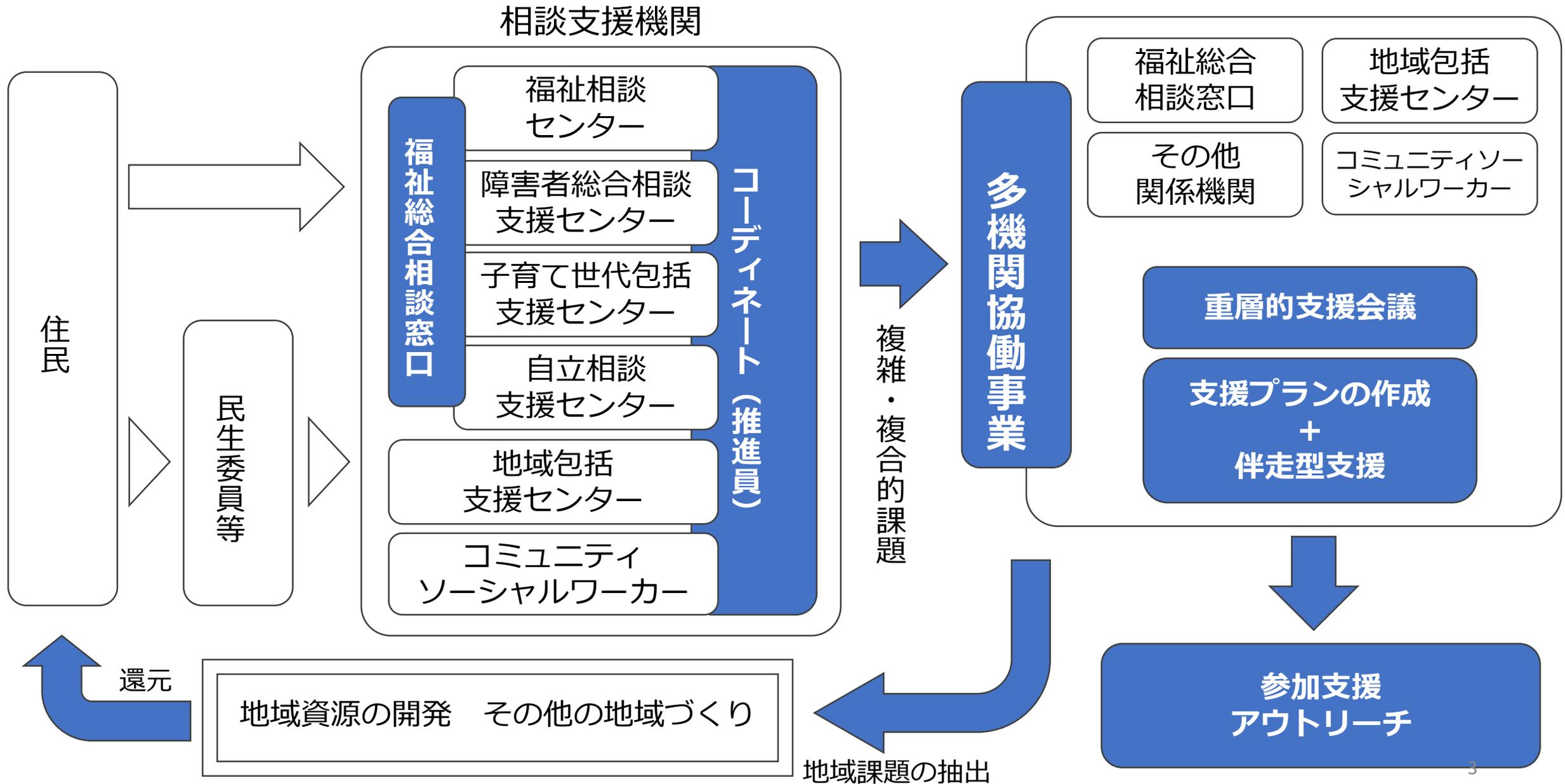
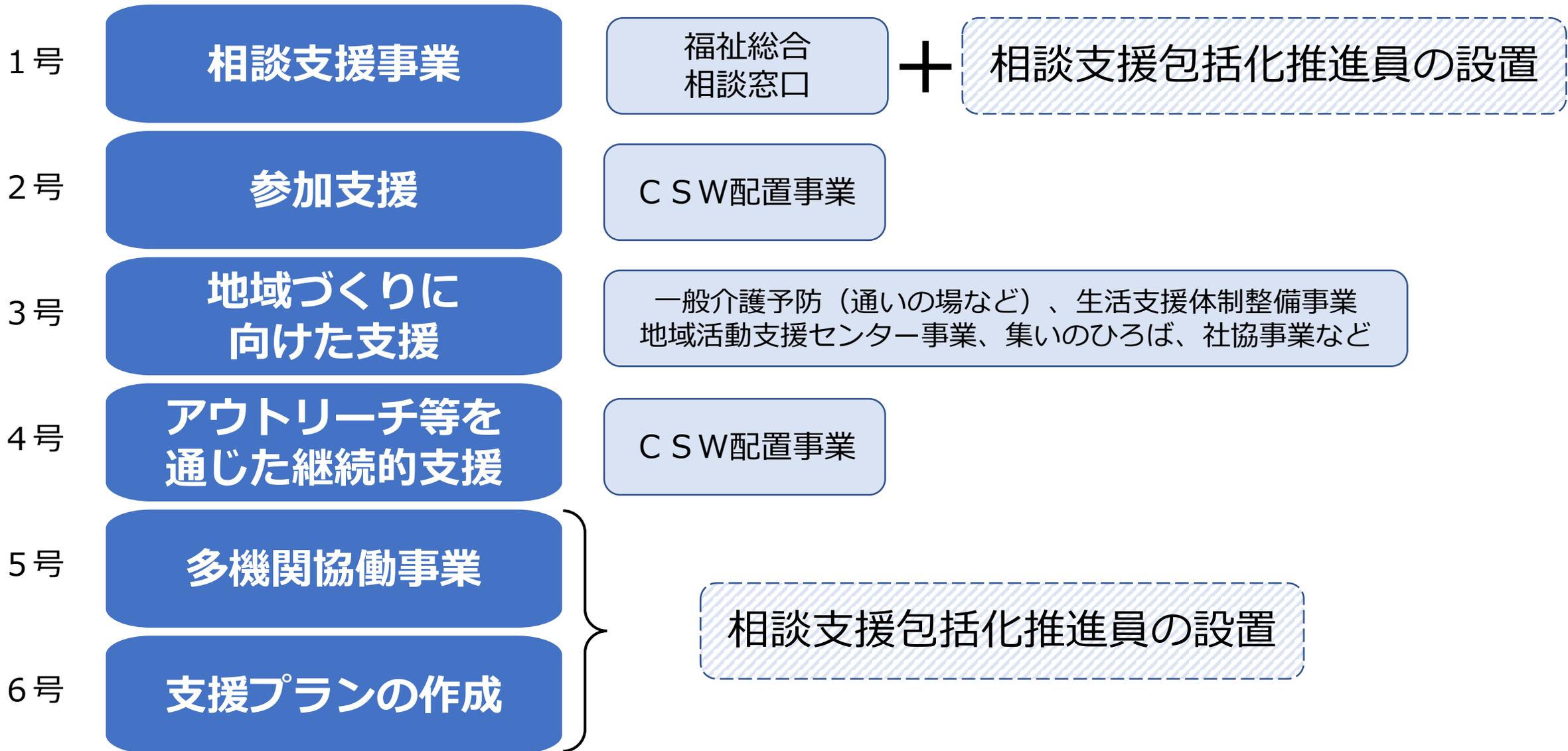


重層的支援体制整備事業を実施している他都市の状況  
(厚生労働省HP等から抜粋)

# 川越市における重層的支援体制整備事業





# お問い合わせ先

## ◆福祉相談センター

TEL : 049-293-4220 FAX : 049-293-4227  
fukushisodan@city.kawagoe.saitama.jp

## ◆障害者総合相談支援センター

生活相談 TEL : 049-293-9290 FAX : 049-293-9291  
就労相談 TEL : 049-293-4319 FAX : 049-293-4329  
shuroshien@city.kawagoe.saitama.jp

## ◆子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児相談 TEL : 049-293-4237 FAX : 049-293-4227  
子育て相談 TEL : 049-293-4238 FAX : 049-293-4227  
保育施設・サービス相談 TEL : 049-293-4238 FAX : 049-293-4227  
kosodate-hokatsu@city.kawagoe.saitama.jp

## ◆自立相談支援センター

TEL : 049-293-9413 FAX : 049-293-9419 ※事前にご予約  
ください。

## 案内図



## ◆アクセス

〒350-1123 川越市脇田本町8-1  
U PLACE 3階  
川越市民サービスステーション内

## ◆開庁時間

月～土曜日（祝日・休日・年末年始を除く）  
午前9時30分～午後6時15分  
※お越しの際は公共交通機関をご利用ください

川越市の皆様

お困りごとやお悩みごとを、お気軽にご相談ください。

# 福祉総合相談窓口



© 川越市 2010

川越市



**福祉相談センター**

高齢の方、そのご家族、地域の方などが対象です。

**子育て世代包括支援センター**

妊産婦の方やそのご家族、18歳までのお子様、その保護者の方などが対象です。

**自立相談支援センター**

生活にお困りの方などが対象です。

ユープレイス  
**U PLACE 3階**  
川越市民サービスステーション



**障害者総合相談支援センター**

障害のある方、そのご家族が対象です。



**福祉の店**

障害者施設で作られたクッキーやおせんべいなどを販売しています。是非お立ち寄りください。



**キッズルーム\***

川越市民サービスステーションにてお手続きの際にご利用できます。



**授乳室\***

個室がありますので安心して授乳できます。



**子ども専用相談室**

お子様と一緒に安心してご相談できます。

※キッズルームまたは授乳室をご利用の際は子育て世代包括支援センターにお声がけください。

# こんにちは 福祉総合相談窓口です

相談無料

福祉総合相談窓口は皆様が自分らしく安心して生活できるように、どこに相談したらよいかわからないお困りごとやお悩みごとを気軽に相談でき、相談員と一緒に考え解決に向けてお手伝いするためにオープンした窓口です。



## 福祉相談センター

- もの忘れが心配
- 家族の介護について
- どこに相談したらよいかわからない... などのご相談をお受けしています。

スタッフ：社会福祉士、保健師



## 子育て世代包括支援センター

- 妊娠、出産、子育ての悩みや心配ごと
- 母子健康手帳の交付
- 個別のニーズや状況にあった保育サービスが知りたい などのご相談や悩みごとをお受けしています。

スタッフ：保健師、助産師、社会福祉士、保育士

- 日中通える場所や利用できる福祉サービスについて
- 仕事の相談
- 生活の困りごと などのご相談をお受けしています。

スタッフ：社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士 など



## 障害者総合相談支援センター

- 収入がない
- 借金の返済について
- 税金や家賃、公共料金の支払いについて
- 仕事について などの生活のお困りごとの相談をお受けしています。

スタッフ：社会福祉士、キャリアコンサルタント、ファイナンシャルプランナー など



## 自立相談支援センター

### 3 主要な取組事項

#### 該当事業⇒「相談支援」

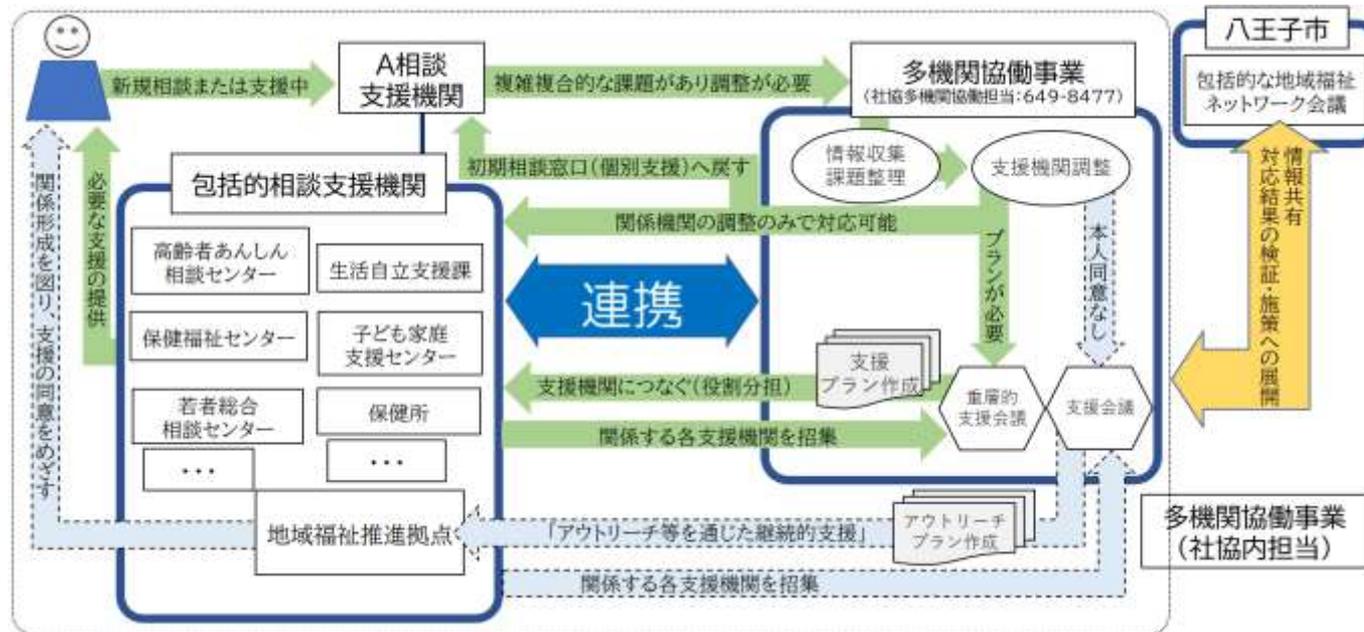
- ・「包括的な地域福祉ネットワーク会議」を設置
- ・専門的な相談・支援機関によって構成。
- ・重層的支援体制整備事業等についての情報共有
- ・地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法等について検討。
- ・多機関協働事業の対応結果の検証、施策への展開



### 3 主要な取組事項

該当事業⇒「相談支援」

- ・市社会福祉協議会に多機関協働担当を設置。



# はちまるサポートについて

はちまるサポートは、平成26年に地域福祉推進拠点として石川に開設し、令和3年12月現在、市内9か所に設置。



	所在地	
石川	石川町481	石川事務所内
川口	川口町908-1	川口事務所内
恩方	下恩方町3395	恩方事務所内
浅川	高尾町1652-1	浅川市民センター内
大和田	大和田町5-9-1	大和田市民センター内
台町	台町3-20-1	台町市民センター内
由井	片倉町702-1	由井市民センター内
由木	下柚木2-10-6	由木中央市民センター内
由木東	鹿島111-1	由木東事務所内

# はちまるサポートについて

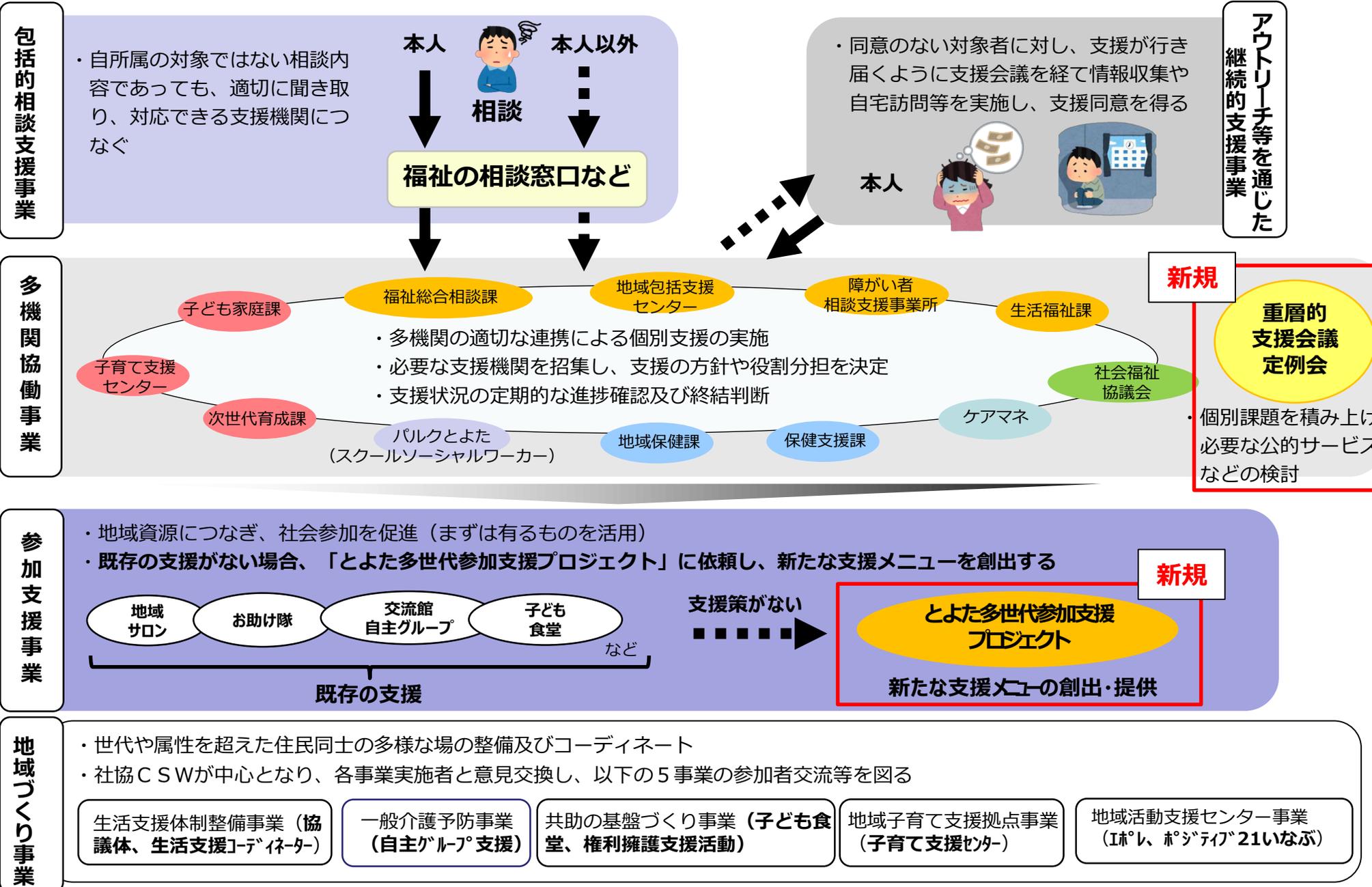
---

はちまるサポートでは、包括的な相談の受付以外に  
CSWによる「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業実施」  
や

「参加支援」として地域資源の発掘に取り組んでいる。

また、「地域づくりに向けた支援」の一環として、はちまる  
サポート内においてかカフェ等の居場所づくりを行っている。

# 豊田市の重層的支援体制整備事業の基本的な流れ



## ■ 支援関係機関との連携について

- 原則、これまでの支援体制を活用する点から、新たに支援関係機関に指示したのは以下の4点のみ。
- ①本人以外からの相談に対する対応の変更【包括的相談支援事業・アウトリーチ事業】  
従前：「本人を連れて来ないと支援が進まないの、本人を連れてきてください。」  
今後：「支援会議を実施し、関係機関を本人にたどり着くために様々な手段を検討し、アウトリーチを実施する。」
  - ②多機関協働事業者の拡大による各課主体の支援の実施【多機関協働事業】  
従前：R2年度まで多機関協働事業者は福祉総合相談課と社協の2者。  
今後：皆さん全員（10者）が多機関協働事業者です。福祉総合相談課と社協に投げないで。
  - ③制度の狭間に対応するために、定例会を設置【多機関協働事業】  
従前：個別ケースのための多機関との情報共有の場はある。  
今後：施策として必要な支援などを本音で検討する場を設置します。
  - ④インフォーマルサービスの活用による個別支援の推進【多機関協働事業・参加支援事業】  
従前：公的サービスを駆使して支援プラン策定。使えなければ諦める（我慢）。  
今後：必要な公的サービスとインフォーマルサービスをセットで支援プランを策定。  
使える支援がなければ民間の力を借りて作りましょう。

現在の支援体制において、何ができていて、何ができていないのかを把握すること

## ■ 検討時及び現在の課題で解決したもの

## ○困りごとを抱えた相談者への支援機関のアプローチ方法の差

- ・福祉総合相談課では、電話相談の場合で他課へつなぐ際に、「A課が対応所管ですので、A課へ電話してください。」という対応はせず、「A課から電話しましょうか」というスタイル。
- ・しかし、そのA課に電話するよう依頼すると、「今後、そういう返答はやめてくれ」とのこと。

**A課の立場も分かるが、相談した市民からすると「たらい回し」では？**

## 【福祉総合相談課が取った対応策】

- ・A課の管理職に相談し、包括的相談支援で担当課につなぐこと、たらい回しを防ぐ（市民満足の向上）ためにそういった対応に協力していただくよう依頼。
- ・A課だけではなく、他課も同様の可能性があることから、重層的支援会議定例会にて他課にも依頼していく予定。

## ○民生委員への周知と協力

- ・豊田市では、民生委員は住民の身近な相談先であり総合相談窓口であると位置付けており、その民生委員に仕組みや体制、役割の理解をしてもらう必要がある。
- ・しかし、専門機関ではないため、行政向けの説明では理解が難しい。

**民生委員は包括的相談支援、アウトリーチ、多機関協働などのキーマン**

## 【福祉総合相談課が取った対応策】

- ・3月の会長会にて、28全ての地区協で研修実施を依頼し、28回分の説明を丁寧に実施。
- ・新しく何かやってくれという依頼ではなく、現在の民生委員の活動が重層事業のどこに当てはまるのかを示し、重要な活動であることを再確認。

## ■ 検討時及び現在の課題で解決していないもの

- 制度の狭間などの対応が必要な困りごとに対する新規支援の事業化（制度化）
  - ・例えば8050問題のような「引きこもり無職」に対する制度設計などが未着手。
  - ・Aさん、Bさん、Cさんといったオリジナルな支援での対応には限界がある。

**重層的支援会議定例会の濃度を高めていく必要がある**

- 各課の「のりしろ」の伸び不足
  - ・複雑化、複合化した難しい支援を連携して支援していこうという意識の種まきはできたが、実際の支援において今までと変わらない支援内容、支援の幅に着地しており、「もう1歩踏み出した」支援機関の動きが少ない。

**重層事業に関連する研修等に、中心課以外の支援機関も参加する必要がある**

- 「地域づくり事業」の多世代化
  - ・各法に基づいて実施されており土台が固まってしまっているため、各事業所管課へのアプローチや各事業所管課が積極的に検討して具体化する動きがない。
  - ・福祉総合相談課が社会福祉協議会のCSWと一緒に検討しており、事業所管課が主体で検討できていない。

**地域づくり事業に該当する事業が「地域づくり」という認識を高める必要がある**

**令和4年度は、新しいことよりも重層体制の浸透を最優先にして実施予定**

## 【和歌山県和歌山市】令和3年度 重層的支援体制整備事業

### 1 自治体概要

人口：363,573人 世帯数：176,293世帯 面積：208.85 km<sup>2</sup> 高齢化率：30.72%

### 2 重層的支援体制整備事業に取り組んだ背景・課題や、取組の理念

和歌山市では、全国的に高齢者人口がピークになると考えられている2040年を待たずに高齢者人口のピークを迎え、今後横ばい傾向で推移するものの、少子高齢化・人口減少を背景に高齢化率は上昇し、2040年には高齢化率が36.4%になると見込まれています。これまでと同じように65歳未満の世代が高齢者を支える仕組みを続けることが難しくなることが予想され、市民一人ひとりの支え合い・助け合いの力が必要となってきます。

また、単身世帯の増加、地縁・社縁の希薄化などの社会情勢の変化から、生活課題は複雑で複合的なものになり、行政や支援機関、地域が分野横断的に力を合わせて課題に取り組む必要が出てきました。

支える側と支えられる側に分かれることなく、様々な主体が世代と分野を超えて「つながる」ことで、市民一人ひとりが元気に暮らせる地域共生社会の実現をめざして重層的支援体制整備事業に取り組みます。

### 3 主要な取組事項

#### ・相談支援に関する体制・取組の内容

既存の相談窓口の連携強化に取り組んでいます。

#### ・参加支援に関する取組の内容

地域や世帯で抱える「ちょっとした困りごと」をお願いしたい方と、お手伝いできる方をつなぐ「ふれあいサービス」事業を広めています。

#### ・地域づくり支援に関する取組の内容

地域住民が主体となって地域課題を協議する場を設け、協議の機会づくりを行っています。ある地域では、地域活動組織を起ち上げ、地域交流に関するアンケートを行い、その結果を受けて、コロナ禍でも可能な交流会やラジオ体操を実施するとともに、地域限定の「地域交流スタンプカード」をつくり、貯めた交流ポイントを地域で利用できる仕組みをスタートさせました。

また、地域子育て支援拠点では、親子参加のイベントに民生委員や地域団体の皆さんがお手伝いや見守り活動に来てくださったり、イベントを行うにあたり所有物件を貸していただいたり、地域での交流の輪が広がりつつあります。ある地域の拠点では、支援が必要な家庭のケース会議に参加するなどして、支援の一役を担っています。

## 【島根県松江市】令和3年度 重層的支援体制整備事業

### 1. 概要(R3.4 末現在)

- 人口 199,967 人
- 世帯数 91,139 世帯
- 高齢化率 29.9%
- 面積 572.99 km<sup>2</sup>

### 2. 重層的支援体制整備事業に取り組んだ背景・課題や、取組の理念

- 住民の抱える生活、福祉課題は複雑化、複合化してきている。そのニーズに対応するため、相談支援体制の強化を図る。
- 住民のより身近なエリアでの相談支援体制の構築を目指す。
- 住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を維持していく。
- 市役所内の体制  
〔とりまとめ〕 福祉総務課  
〔関係課〕 高齢者…健康政策課、介護保険課  
障がい者…障がい者福祉課  
児童…子育て政策課、子育て支援センター  
生活困窮…生活福祉課、福祉総務課  
共通分野…福祉総務課
- 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援事業の実施を松江市社会福祉協議会へ委託

### 3. 主要な取組事項

#### ・「相談支援」に関する体制・取組の内容

- 地域包括センターを中心に分野を問わない総合相談窓口として、「ふくしなんでも相談所」を設置(松江市社会福祉協議会)

「ふくしなんでも相談所」等で受けた相談の中、複雑化・複合化した課題を多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしを行う。

- より身近な場所での相談支援体制の構築をめざし、「ふくしなんでも相談所サテライト」の設置に向け、市内の社会福祉法人とともに取組を進めている。年内の開催に向け、賛同を得た 19 社会福祉法人と、一定の相談水準を確保するための研修内容について調整を行っている。

#### ・「参加支援」に関する取組の内容 [松江市社会福祉協議会に委託]

- ひきこもりなど社会的参加の場のない方などへ社会とのつながりづくりを支援
- 社会参加の機会を創出するため、企業や法人に対し、社会参加の場の提供等の協力が可能かどうかのヒアリングととりまとめを行い、定着支援のための働きかけを行う
- 本人のニーズと社会参加の場との間の調整を行い、就労体験につなげている。

#### ・「地域づくり支援」に関する取組の内容 [松江市社会福祉協議会や社会福祉法人等に委託]

- 地区社協が行う、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することに対し支援。「すこやかライフ推進事業」として地域の見守りのネットワークづくりや、世代や属性を超えた居場所づくりを進めている。

令和3年度久留米市予算

## 地域共生社会の実現へ、属性・世代を問わない支援体制の整備

### **新** 久留米市における重層的支援体制整備事業 (総額) 838,025千円

— 既存の相談支援・地域づくり事業に参加支援や連携強化を加え、一体的に取り組む事業 —



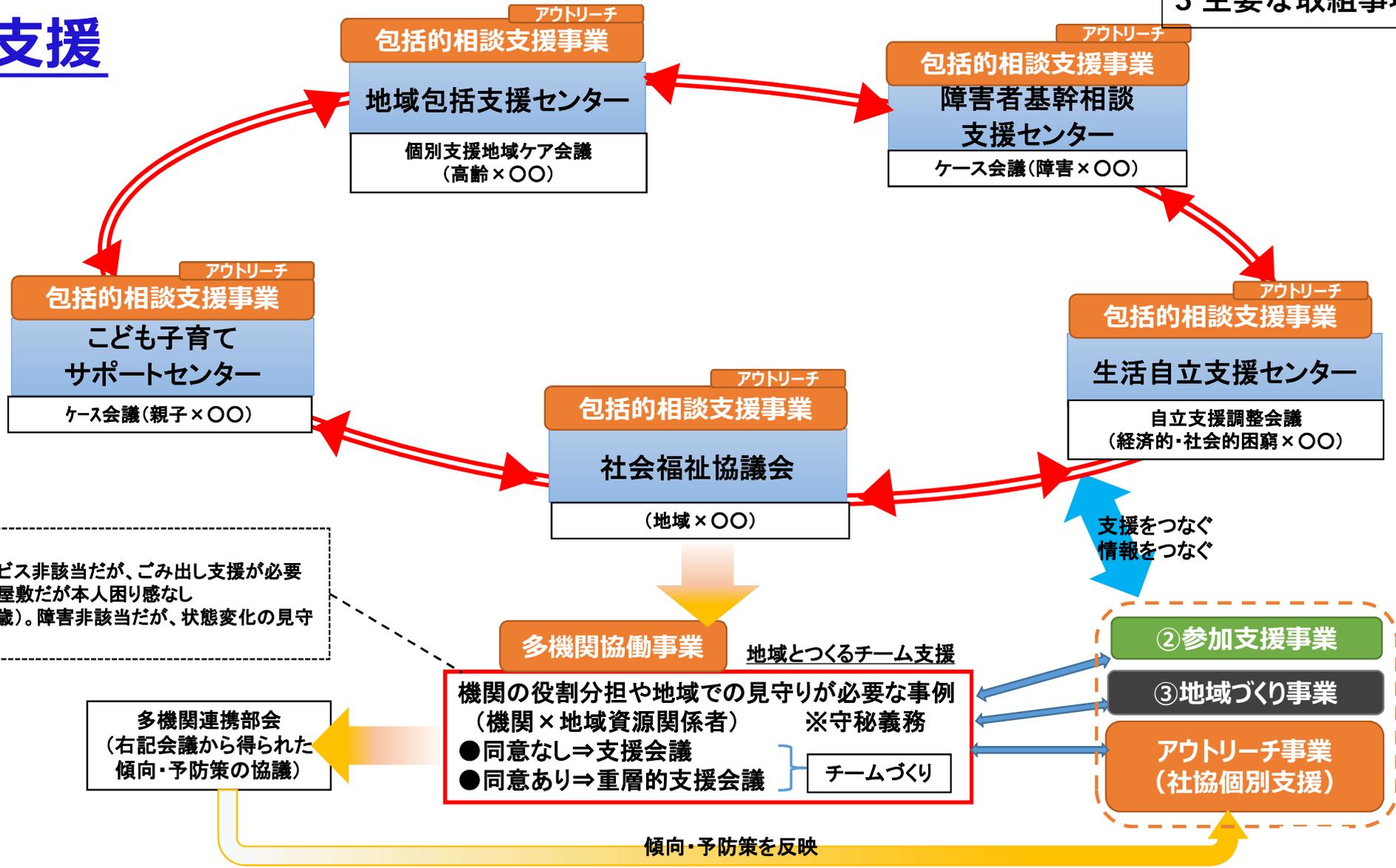
## 3 主要な取組事項

区分	分野	久留米市における重層的支援対象事業	予算額
相談支援	介護	地域包括支援センター運営事業 (※)	404,896
	障害	障害者基幹相談支援センター運営事業	25,589
	子ども	子育て世代包括支援事業 (こども子育てサポートセンター運営経費 (人件費含む))	24,590
	困窮	生活困窮者自立相談支援事業	32,436
	-	支え合いの仕組みづくり事業 (アウトリーチ事業) <b>新規⇒社協に委託</b>	4,700
	-	支え合いの仕組みづくり事業 (多機関協働事業) <b>新規⇒社協に委託</b>	20,200
参加支援	-	支え合いの仕組みづくり事業 (参加支援事業) <b>新規⇒(株)アソウ・ヒューマニーセンターに委託</b>	5,550
地域づくり	介護	地域介護予防活動支援事業 (※)	38,240
	介護	生活支援体制整備事業 (※)	52,605
	障害	地域活動支援センター運営事業	27,400
	子ども	子育て交流プラザ事業、児童センター事業、つどいの広場事業 地域子育て支援センター事業 (人件費含む)	160,268
	困窮	支え合いの仕組みづくり事業 (見守りネットワーク事業、避難行動要支援者支援、支え合うプラン取組推進事業)	41,551
		子ども食堂事業費補助金、市民活動・絆づくり推進事業	
計			838,025

☞ ※印の3事業は、重層的支援体制整備事業として一般会計で会計処理 (社会福祉法の一部改正：R3.4月施行) されることに伴い、介護保険事業特別会計から一般会計へ移行します。

3 主要な取組事項

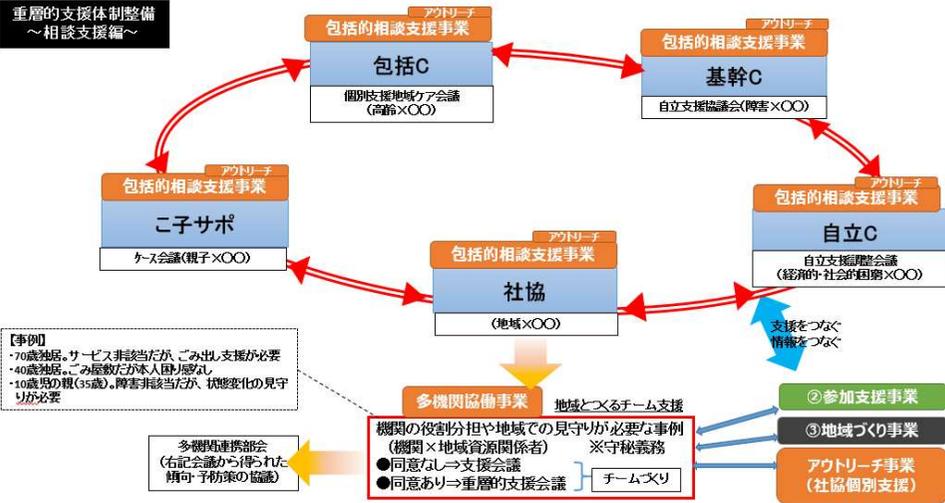
# 相談支援



### 3 主要な取組事項

#### ① 相談支援

重層的支援体制整備  
～相談支援編～



継続的な生活

アウトリーチ  
困っている方  
の情報提供

支援会議・重層的  
支援会議への参加

つなぎ先の  
情報提供

孤立の解消

校区支え合い推進会議

支え合い活動の創出  
(住民×社福法人×企業)  
公益的取組 地域貢献

#### ② 参加支援事業

つながりや参加の支援。狭間のニーズにも  
対応する参加支援を強化



居住 就労 居場所

困りごとを抱えた方の居場所づくり  
就労支援・居住支援

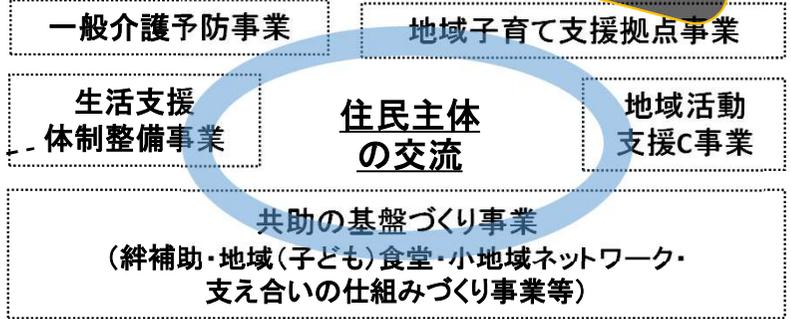
暮らしを整える  
行き詰まり感の解消

一時生活支援  
就労準備支援事業  
居住支援団体

生きる意欲の高まり

#### ③ 地域づくり事業

分野・世代を超えた地域連携を促進  
困り感が小さいうちに地域で解消



セルフケア  
見守り  
ごみ出し  
話し相手  
生きがい